

## 市税等の納付におけるスマートフォン決済の導入について

### 1 導入目的

キャッシュレス決済が進む中、税公金に係る納付方法の多様化ニーズに対応し、納付者の利便性の向上（納付方法の増、24 時間利用可能）を図ると共に、新型コロナウイルス感染症対策（対面せずに納付可能）の一環として、スマートフォン決済を導入する。

### 2 導入内容

(1) 導入手法 現在、実施しているコンビニエンスストア収納業務の委託契約内容に、スマートフォン決済機能を追加する。

(2) 利用開始日 令和 3 年 4 月 1 日（予定）

(3) 取扱市税等 下記の 10 種類  
 個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、公立給食費  
 ※ 水道料金、下水道使用料については、導入に向け検討中。

(4) 対応アプリ PayPay、LINE Pay

(5) 利用方法 納付者が、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのアプリで読み取り、電子マネーで決済する。

### 3 導入経費

システム改修費、契約に係る追加負担といった初期費用等不要。

#### 【参考】

令和元年度分市税の納付区分別納付状況

(単位：件)

税目 納付区分	個人市民税 (普通徴収)		固定資産税 都市計画税		軽自動車税		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
口座振替	35,349	44.4%	170,648	64.7%	35,401	43.0%	241,398	56.7%
コンビニエンス ストア収納	28,908	36.3%	46,628	17.7%	28,202	34.2%	103,738	24.4%
窓口収納等	15,311	19.3%	46,484	17.6%	18,765	22.8%	80,560	18.9%
計	79,568		263,760		82,368		425,696	